**令和4年度・令和5年度**

**滋賀中央森林組合発注、土木、舗装、建築、測量コンサル等**

**入札参加資格審査申請書提出要領**

滋賀中央森林組合が発注する工事の入札等に参加を希望される方は、次の事項に留意の上、入札参加資格審査申請に必要な書類を提出してください。

1. **受付期間および時間**

　（１）受付期間 令和４年３月１日（火）から３月３１日（木）まで

 （土日祝日を除く就業時間）

　（２）受付時間

 〔午　前〕　８時３０分から１２時まで

 〔午　後〕　１時から５時まで

* 上記時間以外の受付はしません。
1. **受付場所**

滋賀中央森林組合事務所（甲賀市水口町鹿深３－３９）

**３．提出部数** １部

【用紙】用紙は、滋賀中央森林組合ホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

【提出方法】持参の場合 直接提出ください。

 郵送の場合　長３返信用封筒を同封してください。

（※　記載内容および添付書類に不備のあるものは、受付しません。）

**４．資格の有効期間**

　　　　　令和４年６月１日から令和６年５月３１日までの　２年間（当組合年度）

**５．申請に係る資格**

入札参加資格申請をできる者は、次に掲げる要件を備えている者に限ります。

1. 該当入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと。
2. 当該営業に関し、法令等の規定による許可、登録等を受けている者であること。　　　 （支店、営業所等で申請をする場合は、当該営業所で許可、登録等を受けている

 こと。）

1. 国税および地方税を滞納していないこと。
2. 次のいずれかに該当するものでないこと。

|  |
| --- |
| 　　　　（ア）役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合 |
| 　　　　　　にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から組合との取引上の一切の権限 |
| 　　　　　　を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止 |
| 　　　　　　等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団 |
| 　　　　　　員」という。）であると認められる者 |
| 　　　　（イ）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力 |
| 　　　　　　団をいう。以下、「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら |
| 　　　　　　れる者 |
| 　　　　（ウ）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え |
| 　　　　　　る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者 |
| 　　　　（エ）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接 |
| 　　　　　　的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者 |
| 　　　　（オ）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められ |
| 　　　　　　る者 |

**６．提出書類**

提出書類を下記番号順にホッチキス（左上部１箇所留め）で綴じ、提出してください。



**７．提出書類作成上の注意**

1. 滋賀中央森林組合工事入札参加資格審査申請書

　　Ⅰ　登録区分欄は、該当する□にチェックしてください。

　　Ⅱ　申請者は、本店の代表者です。

　　Ⅲ　申請者の「所在地」は、地番まで記入し、「商号または名称」「代表者氏名」には必ずフリガナを付してください。

　　Ⅳ　営業所等…本店以外の支店、営業所等で登録し、入札、見積、契約締結等の権限を委任する場合は記入してください。（委任先がない場合は空欄）

　　Ⅴ　使用印枠内に、本店もしくは委任を受けた事務所の入札、見積、契約の締結並びに代金の請求及び受領時に使用する印鑑を押印してください。（証明書は不要です）

（２）　履歴事項全部証明書または営業を証する書類の写し

　　　　法人で申請する場合は、必ず提出してください。（３ヶ月以内に発行されたもの）

1. 免許証・許可証・資格証明書等の写し

業務に関し、法律上必要とする許可・登録を受けている者で、希望業種とする場合には、許可等写しを提出してください。

販売代理店（特約店）証明書がある場合は、提出してください。

（４）　委任状

　　　　支店長、営業所長等に入札、契約等の行為を委任する場合に提出してください。

　　　　支店等の代表を、本店の代表者が兼ねている場合は、必要ありません。

（５）　納税証明書

　　　　○個人　申告所得税と消費税及び地方消費税「その３の２」（国税）

　　　　　　　　事業税（都道府県税）

　　　　　　　　個人市町村税、固定資産税、軽自動車税（市町村税）

　　　　○法人　法人税と地方消費税及び地方消費税「その３の３」（国税）

　　　　　　　　事業税、法人県民税（都道府県税）

　　　　　　　　法人市町村税、固定資産税、軽自動車税（市町村税）

　　　　証明日現在で、未納がない旨の証明書を提出してください。同種の証明がない場合は、直近年度分の証明書を提出してください。（３ヶ月以内に発行されたもの）

　　　　支店・営業所等で申請する場合は、当該事業所の分だけで結構です。

**８．その他**

（１）　申請書および添付書類について、重要な事実に係る虚偽の申請等があった場合は、指名停止または入札参加資格の取消等の措置を講じることがあります。

（２）　登録されている事業所に技術者が確認できない等、事務所としての機能がないと認められた場合、登録事務所の変更・取消を行うことがあります。

**９．注意事項**

（１）　記入は、黒インクまたは黒ボールペンを使用し、楷書で丁寧に書いてください。（タイプ・ワープロ印刷または楷書字体のゴム印の使用可）

（２）　提出書類が不足しているもの、または記載事項に不備もしくは誤記のあるものは受付しません。

（３）　受付期間内に申請書類一式を提出しなければ、令和２年度・令和３年度の入札参加資格は得られません。

**１０．申請後の変更**

（１）　入札参加資格審査申請書提出後に、商号、代表者、住所、受任者等の記載事項に変更が生じた場合、速やかに変更内容を証する書類を添えて「変更届」を提出してください。

（２）　「変更届」は規定の様式により作成してください。（ホームページからダウンロードもできます）

（３）　「変更届」の提出は、郵送の受付も可とします。

**１１．その他**

（１）　森林整備業務（下刈、枝打、間伐、搬出間伐等）への工事業者登録は、下記までお問い合わせ下さい。

**１２．問い合わせ先**

　　　　滋賀中央森林組合　本所　総務課

　　　　〒５２８－００１４　甲賀市水口町鹿深３－３９

　　　　ＴＥＬ　０７４８（６５）４１８０

　　　　ＦＡＸ　０７４８（６５）４１８１

　　　　メール　shiga-shin@shiga-forest.jp